

第22回静岡市・清水市合併協議会次第

日 時 平成13年7月3日(火)

午後1時30分から

場 所 センチュリー静岡5階「センチュリー」

1 開 会

2 会長あいさつ

静岡市・清水市合併協議会会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

3 新委員の紹介

4 協 議

- (1) 新市建設計画・中間素案について(資料1)
- (2) 法による特例項目について(資料2)
- (3) すり合わせ項目について(資料3)
- (4) その他

5 閉 会

開会

事務局 本日は大変お忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから、第22回静岡市・清水市合併協議会を開催いたします。

なお、本日の傍聴者は、一般傍聴の方が74人、市議会議員の方が11人、そして、報道機関は15社31人、合計116人の方が傍聴をされております。よろしくお願いいたします。

それでは、会長でございます小嶋静岡市長から御挨拶申し上げます。

会長あいさつ

小嶋会長 本日は大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

6月の15日から、いよいよ名称の公募もスタートし、合併協議に対する市民の皆さんの関心も大きな高まりを見せてきているのではないかと思います。我々合併協議会といたしましても、いま一度原点に立ち返り、市民の広範な関心の元に、将来に対して責任ある議論を行っていきたく思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたしますというふうに思います。

本日は、新市建設計画の中間素案を中心に御協議をいただくわけではありますが、この中間素案の作成につきましては、各部会で活発な御協議を行っていただきまして、皆さんには大変感謝を申し上げたいと思います。この場をお借りをいたしまして、正副会長共々、御礼を申し上げたいと思います。

11月から予定をしております地区説明会に向けて、新市建設計画はもとより、すり合わせ項目等につきましても、計画的かつ着実な協議を進め、高まっていく市民の皆さんの関心に十分こたえられる議論を行ってまいりたいと考えておりますので、本日も、円滑な会議運営の御協力をよろしくお願いいたしますというふうに思います。

私からは冒頭、以上であります。

新委員の紹介

事務局 ありがとうございました。

それではここで、新委員の方を御紹介をさせていただきます。皆さんのお手元に、新しい名簿を御用意いたしましたので、名簿順に新委員の皆さんを御紹介をさせていただきます。また委嘱状は、本来お一人ずつ交付すべきところでございますけれども、あらかじめお席のほうに準備をさせていただきました。御了承をお願いいたします。

それでは、清水市議会議長の森 襄委員でございます。（拍手）

続きまして、清水市議会副議長の平垣陸雄委員でございます。（拍手）

続きまして、清水市議会議員の栗田知明委員でございます。（拍手）

以上の皆さんでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは会議に入らせていただきます。恐れ入ります、報道の関係の皆さんは、定位置のほうにお戻りをいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

なお、本日の会議は、委員39名中、38名の出席をいただいております、規約第10条第1項の規定によります、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立いたしております。また、議事録の作成上、御面倒でもお名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。なお、発言される場合は、近くに係員がマイクを持って待機をしておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

また今回、資料は、部会の開催等の日程によりまして、都合で本日席上配付とさせていただきます。どうぞ御了承をお願いいたします。

それでは議事進行は、規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が議長となって行うこととなっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

新市建設計画・中間素案について

小嶋会長 それでは、次第に基づきまして、まず「新市建設計画・中間素案について」を議題といたします。

新市建設計画につきましては、これまで各部会で御協議をお願いしてまいりましたが、本日は各部会の協議を踏まえて作成をした中間素案をもとに、全体で御協議をお願いをし、その結果を踏まえて、直ちに静岡県との事前協議を行ってまいります。県との協議は、合併特例法の規定に基づくものでありまして、この事前協議による県の御意見等を踏まえ、8月には最終素案作成に向けて、再度各部会での御協議をお願いをし、最終素案を決定をして、県との正式な協議を行っていくこととなりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは事務局から、中間素案の概要の説明をし、その後、各部会における協議状況を、各部長さんから御報告をしていただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料1、「新市建設計画・中間素案」につきまして、御説明を申し上げます。

まず目次を御覧をいただきたいと思いますというふうに思います。合併協議会では、既に御決定をいただいた新市建設計画の全体構成に基づきまして、第1章の序論から、第9章の財政計画までの9章で構成をいたしております。これらの構成は、合併特例法に規定をされた市町村建設計画に盛り込むべき内容に即したものでございます。この構成案にのっとり、各部会で総論的な御議論をいただきまして、それらを集約をし、さらに新市グランドデザインでの表現、内容等も斟酌をし、文章化をいたしたものでございます。

それでは、中間素案の1ページをお開きください。1ページでございますが、本計画の位置づけと計画策定の方針を記載をいたしております。1の、計画の位置づけにつきましては、これまでの経緯を中心に、新市建設計画の位置づけを整理をいたしまして、2の計画策定の方針は、合併特例法に基づきます法定計画として作成をする旨、そして計画期間は平成15年度から平成24年度までの10年間とする旨を記載をいたしております。また2ページには、新市建設計画全体の構成につきまして、各章の相互の関係を中心に、具体的にお示しをしております。

次に3ページを御覧をいただきたいと思っております。3ページでございますが、新市の概況といたしまして、位置と地勢、自然環境、面積、そして4ページには人口をそれぞれ記載をしております。恵まれた自然環境と国内の市のうち、最大の面積であるなど、新市の特徴を示しております。

次に、5ページを御覧をいただきたいと思っております。主要指標の見通しといたしまして、人口、世帯の将来予測をお示しをしております。具体的には6ページになりますが、本建設計画の最終年度であります平成24年には、総人口は70万6,000人、世帯数は27万2,000世帯。就業人口は38万5,100人と予測をいたしております。

次に7ページを御覧をいただきたいと思っております。新市建設の基本方針といたしまして、まず新市建設の基本理念を「自立と参加」「共生と持続と循環」「承継と創造と交流」といたしております。

さらに、8ページでございますが、新市の将来像として、「心と自然を尊ぶ市民が築く、人間躍動都市」を掲げております。これらはいずれも本合併協議会で作成をいたしました新市グランドデザインをそのまま踏襲をいたしましたものでございます。

次に、9ページを御覧をいただきたいと思っております。将来像を実現するための基本的な考え方といたしまして、新市グランドデザインの考え方を基本にいたしまして、「人と地球に優しい快適生活環境の実現」「市民が安心して活躍できる人間福祉の充実」「人格を高める文化創造と教育の充実」「新市全体の均衡ある発展のための多核型都市の形成」「人、物、情報が活発に行き交う独自の中枢経済圏域の確立」「市民満足のための高次・高質な行政の推進」と、以上6つの柱を構築をいたしております。

次に、地域別整備方針につきまして、10ページを御覧をいただきたいと思っております。新市の均衡ある発展を目指すため、それぞれの特色に応じまして、新市を9つの地域に区分をいたしております。これらの地域ごとの整備方針につきましては、11ページ、12ページに、それぞれの地域ごとの基本方針を記載をいたしてございます。

次に、13ページをお開きをいただきたいと思います。こちらは、公共施設整備の基本的な考え方でございますが、市民生活に急激な変化を及ぼさないように、これまでの実績を踏まえまして、利便性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮をいたしながら、計画的に整備をしていくこととし、新市の庁舎や両市の旧庁舎につきましては、記載のとおりといたしております。

次に、15ページを御覧をいただきたいというふうに思います。新市の施策でございますが、将来像を実現する6つの基本的な考え方を基本に、新市の施策体系をお示しをしております。これらに基づく具体的な施策の内容を、15ページ以降に記載をいたしております。これらの新市の具体的な施策につきましては、特に各部会での御協議に基づき構築をされたものでございますので、後ほど各部長さんから、各部会の協議の成果につきまして、御報告をいただくことになっております。

それでは少し飛びまして、40ページのほうをお開きをいただきたいと思います。40ページでございますが、こちらにつきましては、新市における県事業の推進でございます。静岡県からは、県の役割といたしまして、3つの項目を御提示をいただいております。

まず、静岡県は、地方分権を推進するため、中核市となる新市への権限移譲を積極的に推進するとともに、新市の政令指定都市への移行実現に向けて支援を行うということでございまして、両市市民の悲願であります政令指定都市の実現について明確にさせていただいております。

次に、新市の一体性を高めるための事業を推進するとともに、新市が県の中核拠点都市となるための事業を積極的に支援をしていくとし、静岡県の中心としての中核拠点都市づくりに対しまず支援を明記をさせていただいております。さらに、財政面につきましては、市町村合併特別交付金制度を活用し、新市のまちづくりを支援をしていくとしていただいております。

次に、新市における静岡県事業といたしまして、中間素案の段階で、ここに記載の8つの事業をお示しをさせていただいております。いずれも新市のまちづくりにとりまして、非常に重要な事業でございます。これらの事業は、計画の熟度や必要性などを総合的に勘案をし、県が責任を持って実施をするというお約束をいただいた事業ということになります。なお、静清流域下水道の整備に関しましては、協議の上での特例期間との括弧書きがございまして、これは合併により、同一市域内で実施をされることとなる、静岡・清水両地域にまたがる下水道事業を、合併後も新市と協議をして定めた期間内は、引き続き県事業として実施できるよう、現在法律改正が検討されていることの状況を踏まえた記述でございます。また、各部会協議の中では、これら以外にも事業の実施を県にお願いしたほうがよい事業があるのではないかと御意見も示されているとこ

るでありますので、事務局といたしましては、今後、県へ御要望をさせていただき事業の整理をいたしまして、最終素案作成の段階までに調整をさせていただければと、現時点で考えておりません。

次に、42ページをお開きをいただきたいというふうに思います。こちらは財政計画でございます。これは現行の制度を前提といたしまして、新市における10年間の歳入歳出の見込み額を推計をいたしたものでございます。このうち、前回推計として表示をしてありますのは、既に以前の部会で御報告をさせていただいておりますものを、ここに再掲をいたしてございます。

合併した場合の歳入におきます増額要素といたしましては、中核市移行に伴う地方税ですとか、地方交付税の増加、さらに国・県の支出金、並びに合併特例債等の市債の増加などがございます。

歳出におきます増額要素につきましては、中核市以降に伴う扶助費ですとか、合併特例債等を財源といたします普通建設事業費の増加がございます。また、人件費につきましては、合併に伴いまして特別職の減、及びスケールメリットによりまして一般職員の減が見込まれますため、大きく減少をするということで推計をいたしております。

この財政計画、特に重要なのは、歳出の中段の投資的経費でございます。この額がいわゆる建設事業に充てられることとなります。そこで、新市建設計画に盛り込まれた各事業の事業費と、この額とを比較いたしまして、登載事業の事業費がこの額の範囲内におさまっていればいいということになるわけでございます。

財政計画は、普通会計ベースというもので作成をされておりますので、新市建設計画の事業費と突合をさせるためには、あらかじめ企業会計ですとか、特別会計の事業費を除く必要がございます。このため、登載事業費のうちから、上下水道の整備ですとか、病院事業、農業集落排水事業などを除外をいたします。さらに、消費的経費に分類をされる経費を除くこととなります。その結果、財政計画の普通建設事業費、約5,390億円に対しまして、建設計画の投資的経費の合計額は約3,860億円となりまして、財政計画のほうは突合しているということがおわかりになっていただけたと思います。

また、下水道等の企業会計などにおきましても、事業実施の事業財源となります一般会計からの繰入金などが、登載事業に即して、この財政計画上推計をいたしておりますので、企業債等、他の財源と合わせまして、必要な財源は無理なく見込まれておりまして、十分実施可能な計画となっております。財政計画につきましてはの説明は以上でございます。

以上で、中間素案全体にわたっての説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

小嶋会長 それでは次に、各部会の協議の成果につきまして、それぞれ各部長さんから御報告をお願いしたいと思います。

栗田知明委員（清水市議会議員） 会長、ちょっとその前に。

小嶋会長 手短かにお願いします。

栗田知明委員 私、清水市の栗田知明でございます。

中間素案がきょう検討されて確定していくと、県のほうへ出すということが言われているわけですけれども、県との協議に入るということが。こういう中間素案、グランドデザインもそうですけれども、この中間素案に対して、どういう形で、この実行の担保保証をしていくのかなということが、ちょっと疑問に感じておりましたね。いろいろ検討されてきているわけですけれども。その辺、議長にちょっとお伺いしたいんですけれども。

小嶋会長 もう一回おっしゃってください。

栗田知明委員 この建設計画が各部会ごとに検討をされてきているわけですけれども、この15年から大体24年まで10年間。この建設計画に対して、どういうことで担保、保証がね、実行する保証というものが、どこで担保設定されてくるのかなということですね、その辺ちょっと疑問に感じているわけなんです。いろいろ新聞も読ませていただきましたけれども。その辺だけ議長にお伺いしたいと思っているんですが。

小嶋会長 それは私が答えることじゃないと思うんだけど。我々は計画をつくることですからね、財政計画と。それが今我々が合併のところに基づいて財政計画をつくって、それに対しての事業計画をつくっていくということをやっているわけですから、どう担保されるかされないかということは、この合併協議会でできるかできないか、ちょっとそれはよくわかりませんがね。

栗田知明委員 私は、なぜ懸念してこの建設計画を報告される前にそういう言い方をさせてもらうかといいますと、議長である小嶋市長には、清水の小島のほうへ行きまして、そのときのグランドデザイン等の実行性の問題に対して、一般市民からの質問があったときもそうですけれども、今言われたと同じような格好で、その当時の市長、それから議会の判断で実施するんですよということで。つまり、計画だけつくってそのまんまになってしまうようなやり方のような感じがするわけなんです。今議長が言われたとおり、素案をつくるだけだということから見ていきますと、この中間素案、そして建設計画関係がこの登載事業、それから重要な課題関係に乗っけてきているわけですけれども、それに対する実行性という問題については、保証というものはあまりないわけなんです。

小嶋会長 ないと思いますよ。

栗田知明委員 つまり、変わっていっちゃっても当然しょうがないっていう格好で考えて、私どもはこういう建設計画を検討してくっていうことで。

小嶋会長 じゃあね、逆にお聞きする。担保っておっしゃるけど、だれが担保、どういうふうにするばいいんですか。

栗田知明委員 はい。それは私はその辺の問題としてね、現実、実行できるような問題とできないような問題は、いろんなこの問題を抱えたこの建設計画にあると思うんですけれども。

小嶋会長 それ、中身の問題ですか。

栗田知明委員 いやいや、全体的に、すべてのね、このすべてがさ、計画をこれだけやって両市が合併する。で、私どもの市民から、僕は今議員ですけれども、市民から見させていただきますと、現実こういう案ができた。これがそのとおり実行していくんですね。ランドデザインを見ていきますと、清水なんかは興津のところから橋が架かっていたり、湾岸道路ができていたり、日本平のところへ道路ができていたりって、いろんな格好での見方があって、その関係資料が市民のところへ渡っていて、両市が合併するとこういうものができますよって、こういう格好で報道されてきているわけなんです。けど今、議長が言われたとおり、そのことは私どもは計画をつくるだけであって、その後の将来担保はないんですよって、こういう単純な言い方をされてしまうと、じゃ、栗田さん、あんたはどうやって担保責任をとるだって、こういうに言われると僕も困りますけれどもね。だからその辺の問題が。

小嶋会長 いや、それはね、鶏と卵の話になっちゃうんですよ。ですから、我々今、法律に基づいて合併協議会やっていて、我々としては建設計画をつくって、まとめてですね、最終的には両市議会へかけるわけですけれども。それでだめになれば、もう元も子もないわけですけどね。どんどん進んでいけば、これが一つの、両市が合併するについて、合意したその基本的な、まあ理念というか、考えとかね。ですから、するとすれば、その建設計画はずっと行くわけですよ。で、合併協議会は多分途中でなくなっちゃいますけどね。なくなっちゃうけれども、それを引き継いで、両市約束事のことを、全部計画どおり進めていくという努力をみんながしていくということだろう。じゃないですか。

だから、合併協議会の皆さんがつくって、それをみんなが保証するって判つくっていったって、そんなことはできっこないわけだし。ですから、その議論はね、これ以上してもしょうがないですよ。ね。わかるでしょ。そういうのは。だから、この前もそういう議論あって、僕もよく聞かれるけども、そこまででないね、じゃ、そのそれ以上議論して、どうこうなるっていう話じゃ僕はないと思うんだけど。

栗田知明委員 わかりました、それは。それでね、私、その辺をどうすりゃいいのかなあって。いろんな建設計画をつくって、ただそれがそのとおりそのままいくのかな。まあその当時の市長であり、その当時の市議会議員であって、その辺が判断していくんですよということが、議長も言われたとおりの格好で、まあ僕は議員だから、大体それはそれでわかるんですけども。そういう形の観点から考えた形の中で、私どもはランドデザイン、それから建設計画をつくっていきって、そういうことは明確にしながら、それぞれもそういう見方をしてやってけばいいんですねっていうことですね。

小嶋会長 まあそういうことですね。

それでは議事に戻ります。生活環境部会の井上恒弥部会長さんからお願いしたいと思います。

井上生活環境部会長 それでは、生活環境部会の部会長の井上です。御報告を申し上げます。

当部会は、3月の16日から6月30日まで、都合4回にわたって精力的に協議を重ね、お手元の中間素案のようにまとめました。

協議に当たっては、まず新市建設の基本方針を審議し、多種多様な御意見をいただき、それをキーワードに、集約した後、キーワードに基づき文章化し、次にこの建設基本方針に基づいて新市の施策を体系化したものであります。この方針や体系化に当たりまして、平成10年11年度に策定したランドデザインでの表現や内容を最大限尊重したところであります。このようなフレームのもとに、計画登載事業を検討してまいりました。登載事業の採択基準は、合併特例法に規定されていますが、まず対象となる、いわばプールとして新市ランドデザインに登載されている事業、両市の総合計画など、長期計画に載っている事業、その他、部会での提案事業など、76事業を提出いたしました。

次に、その中から、さきの採択基準に即した主要事業を抽出し、さらに、合併したからこそ実現できる事業を抜き出すべきとの意見が多数を占めたことから、いわゆる合併メリット事業としてプロジェクト方式により主要事業を整理いたしました。この整理作業の結果、中間素案16ページから18ページにありますように、5プロジェクト、14事業となり、これらの事業の事業費総額は、2,223億6,000万円と見込まれることになったものであります。また、県事業についてであります。これについては静岡県・静清合併協議会連絡会において、県の各部会が、計画期間内に確実に実行していく事業として、「静清流域下水道の整備」、さらに「巴川総合治水対策事業」が提示され、それを40ページに登載したところであります。

なお、協議の過程により、特に強く出された意見として次のものが表明されました。1つに、資源循環型社会を形成していくために、発生から処分に至るプロセスを体系化して対策を打ち出

していくべきである。2つ目に、事業の実施に当たっては、他部会の事業も含めて、現状や問題点など、ニーズをよく把握し、優先順位をつけるべきである。3つ目としまして、静岡県においては、合併を推進し、新市建設に資するシンボリックな事業を検討していただきたいというものが出されております。

以上、報告いたしました。

小嶋会長 はい、ありがとうございました。

引き続きまして、保健福祉部会の金子昌義部会長さん、お願いいたします。

金子保健福祉部会長 保健福祉部会長の金子昌義であります。

当部会は3月25日から6月27日まで、都合4回にわたって熱心に協議を行い、委員の皆さんの御尽力により、お手元にお配りしましたような中間素案にまとめさせていただきました。

協議に当たりましては、まず、新市建設計画の基本方針を審議し、多種多様な御意見をいただき、それをキーワードに集約した後、文章化いたしました。引き続き、建設計画基本方針に基づいて、新市の施策を体系化したのであります。この基本方針の体系化に当たりましては、第1期協議で策定されたランドデザインを尊重したことは申すまでもありません。

このようなフレームのもとに、計画に登載する事業を検討してまいりました。登載事業のメルクマールは、合併特例法に規定されておりますが、まず対象となる事業として、新市ランドデザインに登載されている事業、両市の総合計画等、長期計画に載っている事業、その他部会での委員の皆さんから提案されました事業など、45事業を挙げてみました。

次に、その中から主要事業を抽出し、さらに、合併したからこそ実現できる事業を抜き出すべきとの委員の皆さんの御意見を踏まえ、いわゆる合併メリット事業として、プロジェクト方式により主要事業を整理いたしました。この整理作業の結果、中間素案20ページから22ページにございますように、6つのプロジェクト、10の事業となりまして、これら事業の総額は361億2,000万円に見込まれることとなったものであります。

今回の部会協議を通じまして、特に委員の皆さんから出されました御意見と御要望といたしましては、要約をいたしますと、1つは、保健予防から治療までを一連のものとしてとらえ、各機能を分担、連携していくことが新市において求められること。2としまして、福祉サービスは新市におけるあるべき水準を考えてほしいこと。3として、山間地医療についても十分配慮してほしいこと。4つ目に、子育て支援は特に社会全体で行っていくことが重要であり、高齢化よりも少子化のほうが問題は深刻であるということ。5つ目として、医療は医療圏など、国・県の制度的制約のもとに考えておかなければならないこと。要は、新市になることによって、私どもの日

常生活にとって最も大切な保健福祉が格段の充実が成されなければならないことを痛切に感じたところであります。

なお、県事業として、県立医療短大の設置を要望いたしました。県からは、既に県立大に看護学科があり、さらに関係人員で過剰供給傾向と見込まれることなどから、登載は無理との回答をいただきました。これを受け、委員からは、理学療法士等リハビリ関係の技術者については、まだまだ不足している状況なので、県立大への学科の新設等について、合併協議会としてさらに県に要望してほしいと意見がありました。

今回の部会協議を通じて、私ども第2部会だけではないと思いますが、県に対する要望には切なるものがあると痛感いたしましたところであります。

以上、御報告を終わります。

小嶋会長 ありがとうございます。引き続きまして、教育文化部会の織田高行部会長さん、お願いいたします。

織田教育文化部会長 教育文化部会の部会長の織田でございます。

当部会は、3月16日から、3日前の6月30日まで、都合5回にわたって、精力的かつ和気あいあいと部会を進めさせていただきまして、そんな中で協議が重ねられ、最終的に、お手元のような中間素案にまとめられました。

協議に当たっては、他の部会と同じように、新市の建設計画の基本方針から審議し、多種多様な御意見が寄せられ、それをキーワード別に集約し、その次に文章化をさせていただきました。この方針に基づいて、新市の施策を体系化したものであります。

この方針や体系化に当たりましては、当部会といたしましては、グランドデザインの中で、人格を高める文化創造と教育という大きなテーマにのっとりまして、「学ぶ心を大切にする新市」「地域の文化を発信する新市」というようなコンセプトを最大限に取り入れたところでございます。

このようなフレームのもと、計画登載事業を検討してまいりました。登載事業の採択基準につきましては、合併特例法に規定されておりますが、まず対象として、新市グランドデザインに登載されている事業、両市の総合計画等、長期計画に載っている事業、その他部会での提案などで、77の事業を抜き出しました。

次にその中から、採択基準に即して主要事業を抽出し、さらに、合併したからこそ実現できる合併メリット事業というようなものを抜き出していきました。この整理作業の結果、中間素案24ページから26ページにありますように、6プロジェクト、13事業となり、これらの事業の総計は、

1,136億6,000万円と見込まれるものとなったものでございます。

次に、県の事業につきましてですが、県の事業につきましては、県から、両市の2つの県立工業高等学校を、時代のニーズに即して統合整備する「総合科学技術高校の整備」が提示され、それを40ページに登載したところでございます。

最後ですが、当部会といたしまして、協議を通じて特に多く交わされた意見として、教育環境の再整備に関するものでございます。そのうち、特徴的なものとして挙げさせていただきたいというふうに思います。

まず第1に、ハードよりもソフト面が重要であるということ。そのため、一番上位に、生涯学習の推進と新しいネットワークの構築という事業を掲げさせていただいております。

続きまして、教育は、学校が主でなく、家庭や地域も含めた三者が一体となって推進するべきものであり、親の意識改革が必要で、孤立しがちな親に対する相談事業などが重要であるというような御意見がありました。

次に、地域資源を教育に利用活用すべきで、伝統芸能、自然環境など、教材となるものはたくさん我々の地域にございますし、人材も我々の地域の人をどんどん活用すべきであるというふうな御意見がございました。

次に、小・中学校の耐震化ですとか、プールの改造など、その地域、または我々の住むこの静岡・清水において、ニーズの高いものから着手をしていこうというようなことも御意見として出ております。

以上、御報告申し上げます。

小嶋会長 ありがとうございます。引き続きまして、都市基盤部会の望月厚司部会長さん、お願いいたします。

望月都市基盤部会長 それでは、都市基盤部会の望月でございますけれども、都市基盤部会の報告をさせていただきます。

当部会は、2月27日から6月28日までの都合5回にわたりまして、熱心な協議を進めてまいりました。そして、6月28日には、最終的にお手元に配付してあります中間素案のような形でまとめたものであります。

協議に当たりましては、他部会と同様に、まず新市建設の基本方針を審議し、多種多様な御意見をいただきながら、それをキーワードに集約した後、文章化をしてまいりました。次に、この方針に基づきまして新市の施策を体系化したところであります。この方針や体系化に当たりましては、ランドデザインでの表現や内容を大いに尊重したところでもあります。

このようなフレームのもとに、計画登載事業を検討してまいりました。登載事業は、合併特例法に規定されていますが、まず対象となる、いわば事業プールとして新市グランドデザインに登載されている事業、両市の総合計画等、長期計画に載っている事業、その他部会での提案事業など、69の事業を抽出をいたしました。そして次に、その中から、さらに主要事業を抽出し、合併したからこそ実現できる事業を抜き出すべきとの御意見が大勢を占めたことから、いわゆる合併メリット事業としての、プロジェクト方式による主要事業を整理したところであります。

この整理作業の結果、中間素案29ページから32ページにありますよう、5プロジェクト、27事業となり、これらの事業の総額は1,575億円と見込まれることになったところであります。

また、県事業についてでありますけれども、これにつきましては、静岡県・静岡合併協議会連絡会において、県の各部局から、計画期間内に確実に実行していただける事業として、「奥大井南アルプスマウンテンパーク構想の推進」、「第二東名アクセス道路整備事業」並びに「国・県道重点的整備」が提示され、それを40ページに登載したところでもあります。

なお、委員からは、県においては合併を積極的に支援する立場が表明をされていることから、より多くの県事業を登載できるよう、合併協の正副会長などが、県知事や県のトップに対して、積極的な要請活動をされるよう、強い意見が出されたことをつけ加えておきたいと思っております。

また、部会協議を通じて寄せられましたその他の意見としましては、次のとおりであります。新市の均衡ある発展のため、必要な事業を登載すべきである。また、実現可能性や、現状把握等の調査研究をしっかりと行うべきであるというふうな御意見が寄せられたところであります。

以上、御報告を申し上げます。

小嶋会長 ありがとうございます。引き続きまして、産業経済部会の青島廣幸部会長さん、お願いいたします。

青島産業経済部会長 産業経済部会長の青島でございます。

私どもの部会は、行財政部会と同じメンバーでございまして、3月10日から6月26日まで、都合5回にわたって精力的に協議を重ね、お手元の中間素案のように取りまとめた次第であります。

協議に当たりましては、まず新市建設の基本方針を審議し、非常に多種多様な御意見をいただき、それをキーワードに集約した後、文章にいたしました。次いで、方針に基づいて、新市の施策を体系化したのであります。この大きな方針や体系化に当たりましては、一昨年策定したグランドデザインでの表現や内容を、最大限取り入れたところであります。

このようなことをベースに、計画登載事業を検討してまいりました。登載事業の採択基準は、先ほどもお話がございました合併特例法に規定されていますけれども、まず対象となるものを、

全体イメージとして、新市グランドデザインに登載されている事業、両市の総合計画等、長期計画に載っている事業、その他、部会での提案事業など、約98事業を掲げてみたのであります。

次にその中から、さきの基準に即して主要事業を抽出し、さらに合併したからこそ実現できる事業を抜き出すべきとの御意見をもとに、いわゆる合併メリット事業として、プロジェクト方式により主要事業を整理いたしました。その整理作業の結果、中間素案34ページから36ページにありますように、7プロジェクト、8事業となり、これらの事業の総額は246億4,000万円と見込まれることとなったものであります。

また、県事業についてであります。これは静岡県・静岡合併協議会連絡会において、県の各部局が計画期間内に確実に実行していただける事業として、「畑地帯総合整備事業」、「清水港の整備」が提示され、それを40ないし41ページに登載したところであります。

部会を通じてやりとりがあった主な意見は次のとおりでございます。初めに、農林業の生産基盤の充実として、県事業である畑地帯総合整備事業に登載すべきである。2番目に、新市が指定都市となった場合、新市が清水港を管理することができるかどうか検討を進めたい。3番目に、日本平山頂整備は、新市のシンボリックな事業として実施していきたいということございました。

以上、御報告申し上げます。

小嶋会長 ありがとうございます。最後に、行財政部会の村上達雄部会長さん、お願いいたします。

村上行財政部会長 行財政部会長の村上でございます。行財政部会の御報告を申し上げます。

当部会は、先ほど産業経済部会の御報告のとおり、3月10日から6月26日まで、産業経済部会と同時に、都合5回にわたって協議を重ねました。お手元の間素案のように、最終的にまとまったわけでありませう。

協議に当たっては、まず新市建設の基本方針を審議いたしまして、多種多様な御意見をフリーディスカッションでいただき、これをキーワードに集約いたしまして文章化いたしました。次に、この方針に基づいて新市の施策を体系化したわけでありませうが、この方針や体系化に当たりませうは、平成10年、11年に策定しましたグランドデザインの表現や内容を最大限尊重したということとは他部会と同じでございます。

このようなフレームの中で、次に計画登載事業を検討いたしました。登載事業の採択基準は、合併特例法に規定されておりますけれども、まず対象となる新市グランドデザインに登載されている事業、両市の総合計画等、長期計画に載っている事業及びその他部会での提案事業など、51事業を掲げいたしました。次に、その中から、さきの採択基準に即しまして、主要事業を抽出し、

整理いたしましたわけでありまして。この整理作業の結果、中間素案、お手元の38、39ページにありますように、6プロジェクト、7事業ということに集約いたしまして、これらの事業の総額は49億9,000万円と一応見込まれるということになりました。

御覧いただきます資料の中で、登載事業の総額が大体5,600億円になっておりまして、その中で49億円というのは格段に少ない数字になっておりますが、この点について幾つか御指摘をいただいたということもございまして、行財政部会というのは、お金を使うところではなくて、行政改革・財政改革の中心となる機構でございますので、むしろこういう予算で適切であろうというふうに、部会長としては判断しております。

当部会での主な論点は、東静岡駅にかかわる新庁舎にまつわるものでございまして、御意見を集約いたしますと、1つは、新庁舎は新市にふさわしいシンボリックな存在として、それなりの規模や内容が欲しいという意見がございまして同時に、その一方では、市民ニーズとして、新庁舎よりももっと生活の身近なところでの施策、事業の充実を望んでいるのではないかと。したがって、新庁舎は建設するにしても、必要最小限のものにとどめるべきという御意見がございまして、いわば、この2つの御意見の間でどのような新庁舎をつくるべきかという議論は活発に行われました。

協議の結果、現時点では必要最小限の中核管理部門のみと、危機管理センターを収容する規模としておりますが、当初グランドデザインにありました議会については、これは今回の中間素案としては、これについての結論は一応出さない。今後の部会で継続的に審議させていただくということになりました。

今シンボリックな存在というふうに、この問題について申し上げましたが、この中には1つ、単にシンボリックなものにとどまらず、東静岡駅のところに庁舎を設けることの意味というのを、この危機管理センターの中にあるというふうに、当部会としては位置づけております。

御承知のように、東海大地震の可能性が叫ばれております現在、清水市役所に、あるいは静岡市役所に現在、地震に対する危機管理センターっていうのがございまして、清水の場合は津波の危険がございまして。静岡の場合は中心繁華街にございましてために、これも建物の倒壊等で交通アクセスが完全に遮断されるという可能性がございまして。そういう意味で、両市の真ん中に、比較的平坦な土地で、交通の、いわば阻害要因が比較的少ない東静岡駅のところに、全体を統括するような危機管理センターをつくるということは、大変意味があることであろうというふうに思っております。そういう意味で、その危機管理センターに、市役所の中核職員の皆さんに、危機管理を中心としておいでいただくという考え方は妥当であろうというふうに当部会としては考えて

おります。

なお、均衡ある新市建設のために、市民の身近なところで行政サービスが享受できる地域総合窓口が必要であるという御意見が多数を占めておりますので、これは計画に登載させていただきました。

以上で御報告を終わります。

小嶋会長 はい。各部長さん、大変御苦労さまでございました。

それでは、新市建設計画中間素案に対するただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

西ヶ谷忠夫委員（清水市議会議員） 清水の西ヶ谷です。少し風邪をひいてるものですから、聞き取りにくいかもしれませんが、御容赦よろしく願いいたします。

まず、これは質問なんですけども、今いただいた中間素案、それから部会に示された中間素案ですけども、部会の中では1章から9章のうちに、各部会ごとの、私保健福祉部会ですけども、議論をやってまいりました。それから、1章から6章については、議論をしないということで、全体会議の中でやっていただきたいという事務局長の答弁をいただいているわけですけども。当然きょう、この全体の問題については議論されるだろうというふうに思うんですが、その辺がどうなのかということと、それからもう1つは、部会へ出されましたこの中間素案と、今回出されました中間素案の1章から6章の中で、私は非常に関心を持った点が、すっぱり抜けてしまっているんですね。それは何かといいますと、序論の中で合併の必要性について1項目から4項目計上された素案をいただきました。

で、なかなか清水・静岡の合併問題というのは、その目的や、何のために合併するのかっていうものがなかなか見えないというようなことが、市民の中でも相当言われてるわけですが。私初めてこの合併の必要性について触れられたなっていう点で、これを深める必要があるというように考えてきました。

例えば、4項目の中ではこういう記述が、そのとき書いてあるわけですが、政令指定都市への移行を目指していくという観点から、その前提として、まあ、突破口と言っていいですが、両市の合併が求められると。ですから、中部管内5市5町の合併に基づいて政令市を建設するという答申が行われているわけでありまして、その突破口として静岡の合併をやるんだと、こういう位置づけが触れられているわけでありまして、今緩和問題が起きておりまして、そういうことで取り組んでいると言われてるわけでありまして、そういうような点では非常に重要な、この記述だなというふうに受けとめているんですが、そういうものはすっぱり今度抜けちゃ

っているわけですがけれども、これはどういうわけなのかということ、まずお聞きしておきたいというふうに思います。

小嶋会長 どなたに質問ですか。

事務局 会長、事務局のほうから。

小嶋会長 はい、事務局どうぞ。

事務局 お答えいたします。

2点いただきましたけれども、最初は、本日のこの中間素案につきまして、審議の範囲でございますが、私どもといたしましては、この中間素案全体につきまして、本日御協議をいただきたいというふうに考えております。なおちなみに、これまでの基本方針、それから概況等も含めまして、これまでの主要事業抽出の中で、そういうものを踏まえながら御協議をしていただいております。そういうものを本日まとめてございますので、それもお含み置きをいただきたいというふうに思います。

それから、合併の必要性、これはグランドデザインのときの中に登載をされておりますが、今回は建設計画ということで、合併を既に見込んだ内容でございます。したがって、その合併の必要性の考え方につきましては、この計画書の計画の位置づけという中で、簡潔にまとめて登載をいたしております。以上でございます。

西ヶ谷委員 今説明がありましたけれども、私は今回の協議会のいきさつからいって、この項の議論というのが、本当に避けられている状況がありますので、本当にここは、建設計画の、後ほどの全体の事業計画を立てる上でも、しっかり行う必要があると、議論として行う必要があるというふうに思いますので、ぜひ、最終素案を議論するときには、これから後半の部会があると思うんですが、部会やその最終素案をまとめていく上で、この辺の議論を行う必要があるというふうに考えているわけですが、きょうはともかくとして、そういう取り計らいをしていただけないかという意見ですが、いかがでしょうか。

小嶋会長 それはまた最終素案をつくるときにですね、ちょっと、きょうはともかくとして、そのときにまた皆さんに、ちょっと御意見聞いて、っていうことにしたいと思いますが、どうですか。

西ヶ谷委員 ぜひそういうことも含めて、後の部会で、これ中間的なきょうはまとめですから、後の部会の中で議論をさせていただきたい。そして、全体会議の中でもしてほしいというふうに思います。

それから続けて、いま1ついいですか。

小嶋会長 はい、どうぞ。

西ヶ谷委員 もう1つは、13ページなんですけど、公共施設整備の基本的な考え方というのが触れられて、今も若干報告がありました。で、市の新庁舎の問題については村上部会長から触れられました。その次の行に、静岡・清水市の旧庁舎は総合支所として今まで議論されているわけですが、市民サービスの向上を図るよう、必要な機能を整備していくと、こういう触れられ方をされているわけですが、市民サービスということを考えますと、今の庁舎のほうが、よっぽど市民サービスは保証されているわけですね。予算があり、議会があり、市長がいる。

で、一市になった場合について、当然そういう権限が、失われていくということになりますので、総合支所にされても、市民サービス向上ということになりますと、今との比較でいけば、誰でも後退するというのを見るのは当たり前のことだというふうに思うんですね。そういう点では、例えば、さらに支所をつくるとか、出張所をつくるのかという問題が記述されてきませんと、市民サービスの向上ってというのは、通常は考えられないということになるものですから、こういう状況のもとでは、私は記述を削除していくというようなことが必要ではないかなというふうに思いますことと。

それから最後の財政問題で、歳入の10年間で、1兆3,450億の予算が計上をされておりまして、そして備考欄に事業所税のことが書かれているわけでありまして、当然この金額の中には、概算で15億、10年間で150億、こういう金額が含まれたこの財政計画になっているのかを、少しこれ、誰に質問したらいいのかな、部会長のほうかな。ちょっと説明してください。

小嶋会長 それでは最初の、公共施設整備の基本的考え方の部分について、支所のことについてですが、これは行財政部会長さんですね。

村上行財政部会長 行財政部会長の村上でございます。

今の質問がちょっと意味が分かりませんで、何か、削除するとおっしゃったけど、削除というのは何をおっしゃるんですか。

総合支所がね、2つになって、基本的にその機能は全く損なわれないという状態が当然続くわけで、それがなぜサービス機能の欠落になりますか。

西ヶ谷委員 現在との比較です。

村上行財政部会長 何も変わらないでしょ。何で現在に比べて落ちるんですか。2つあるものが1つになるならとにかく、2つあるものがそのまま2つあって、なぜ機能の欠落になりますか。

西ヶ谷委員 説明してみてください。

村上行財政部会長 いえ、説明も何もありません。私が申し上げたとおりで。じゃ、なぜ欠落

すると思われるのか言ってください。そうすればお答えいたします。

小嶋会長 じゃ、ああ、それだけ先。はい、どうぞ。

西ヶ谷委員 もう1つ、もう1つやってください。もう1つ。財政の。

小嶋会長 事業所税の話ですね。財政問題も、これも行政部会長さんですね。

村上行財政部会長 その事業所税というのは、この一番上の財政計画の、ここの事業所税に入っている部分のことを言うわけですね。

西ヶ谷委員 いや、入れてあるですかという確認です。

村上行財政部会長 これは御覧いただければわかるように、地方税の中で事業所税は入っております。

西ヶ谷委員 入ってますね。

村上行財政部会長 はい。

西ヶ谷委員 150億ね。

村上行財政部会長 はい。

西ヶ谷委員 大体、概算。

村上行財政部会長 150億？

西ヶ谷委員 10年間。

村上行財政部会長 ああ、10年間でね。

西ヶ谷委員 そうです。10年間の計算で。そう書いてあるけど、確認。金額の確認。

村上行財政部会長 金額の確認ですか。金額の確認は私はしておりません。すみません。これはそちらでお願いできますか。

事務局 お答えいたします。この欄は地方税の増額見込みということで、163億円の金額がカウントされておりますが、この中では事業所税を150億、毎年15億で、10年間150億。さらに、個人市民税の均等割が13億増えますので、合わせまして163億ということになっております。以上でございます。

西ヶ谷委員 村上さんからお話があったわけですがけれども、私、合併後の体制として、総合支所を建設するというのと、要するに現在の今の両市の体制ですよ、ということで、総合支所の機能がどうなるのかという問題ももちろんありますけれども、当然その、市長がいて、それから議会があって、予算的に700億円ぐらい清水はあるわけですから、住民サービスっていうことを考えてみますと、当然大きく後退すると。

なぜかといいますと、政令市の場合なんかでも、神戸あたりを見ますと、阪神・淡路の大震災

の時に、区役所の機能と、同じ規模での、芦屋では芦屋市との比較で、対応ということになりますと、区役所そのものは、その権限を持ってないというようなもとの、阪神・淡路の大震災のまとめとしましても、答申の中で出されている点は、その住民への対応、サービスという点では、政令市のほうが対応が非常に鈍かったというような、この総括がされてるわけです。

ですから、実際問題、今との比較からいきますと、総合支所をつくって、村上さんが言われるように、同じだよと、こういうふうには実際問題はならないというのが、全国の今、合併後に起きている事態でありますので、本当に真剣に考えますとなりますと、例えば支所とか、それから出張所ですか、そういうものも含めないと、なかなかこういうふうには言えないんじゃないかというような、私の意見です。

村上行財政部会長 あんまり進歩的な会話になりそうもないもんですから、これ1回だけのあれで終わらせていただきたいんですが、行財政部会の総合支所を2つという検討は、政令指定都市になるということを前提につくられたものではありません。合併ということだけを前提に考えております。したがって、おっしゃるような、命令機能権限について、現在の両市が持っているシステムと、新市の新しいシステムというのは、基本的に全く変わるところがありません。したがって、おっしゃるような、政令指定都市に限って云々というお話は、今度の場合は関係がないというふうに、部会長としては考えます。

それから、政令指定都市の問題があるといたしましても、政令指定都市になりますと、多分、これはもうランドデザインにある程度明示されておりますが、区そのものはもっと多くなります。多分、7つから9つくらいになる可能性がありますので、単に静岡・清水のおのおのの総合支所というお考えだけでこの問題を論じられるのはいかがなものかというふうに考えます。

以上、一応お答えとさせていただきます。

小嶋会長 39ページの5にですね、地域総合窓口を5カ所整備すると書いてありますよね。ということで、まあ、身近なサービスは十分できるんじゃないかなと、そのためにこれ入れたんじゃないですか、村上さん。そうですね。はい、まあいいです。

それでは、ほかに御意見等、ございましたら。

吉岡秀規委員（清水地域労働者福祉協議会会長） 清水の吉岡です。

ほかの部会、私が担当した部会じゃない、ほかの部会に対する要望でもよろしいですね。

小嶋会長 はい。特にきょうは、ですから、自分の属した部会についてはなかなか意見言いにくいでしょうから、ほかの部会に対してですね、こうじゃないか、ああじゃないかっていうことを言っていたきたいのが、きょうのこの会議ですから、よろしくお願いします。

吉岡委員 はい。私思いますに、ハード的な社会資本の整備みたいなものはですね、30年ぐらい前から比べたら随分、静岡も清水もよくなっていると。完全とは言いませんけども。ですから、新しい市をつくる時に、これは私個人の考え方なんですけれども、ハード面よりも、むしろソフト面に特に力を入れていただきたいなというふうに思うわけです。しかもそれも、よりニーズが高い施策に集中的に力を注いでいただきたいなと。

具体的にお話をさせていただくとしたら、教育文化部会の中に、こどもの王国とか、ランドマークっていう、こういうものがあるんですけども、こういうふうなものも必要だという意見も確かにありますけども、むしろ今一番重要なのは、教育の現場が非常に荒れてるわけですね。あるいは部会長さんもおっしゃいましたように、校舎が老朽化しているという問題も指摘をされています。もちろんその予算措置もあるわけですけども、そののところに特化してですね、この教育文化のその計画というのをぜひつくっていただきたいなと。

例えば学校の老朽化対策を集中的にもっと早めるだとか、あるいは先日、大阪で信じられないような事件がありましたけども、ああいうものに対する学校の安全対策に投下するだとか、あるいは心の教育というふうなものが、政府からも言われているわけですけど、具体的にそれじゃ何ができていってかという、なかなか現実問題苦労しているというお話を、私は現場の先生方からお聞きしますし。あるいはその、先生そのものも病んでいる人たちが今どんどん増えていると。そうすると、その子供たちを救うためには、教師を支援していく、そういう施策にも力を入れていかなきゃいけない。

そうすると、これ全部ひっくるめて考えると、大変大きな経費がかかっていくと思うんです。ハードじゃなくてソフト面にだけ絞っても。ですから、そんなところをぜひ集中的にお願いをできたらいいかなというふうに思いますので、要望としてお話をして。

小嶋会長 要望でいいですか。

吉岡会員 要望です。もし何かあればお聞きしますけども。

小嶋会長 せっかくですから織田部会長さん。いろいろありましたから。

織田教育文化部会長 はい、ありがとうございます。我々の部会の中でも相当議論したところでもございます。ただ、今、吉岡委員の言われた議論の中には、例えば合併しなくてもやらなければならない事業という部分と、ですから各部会、多分皆さんそうだと思うんですけども、合併したときにできるメリット事業みたいなものをね、掲げていったほうが、市民の皆さんにわかりやすいんじゃないかという議論が、各部会でもあったように、今部会長の報告がございましたよね。

で、この部会協議のまとめられたところには、例えば今吉岡さんが言われるような、学習活動

の支援、指導者の育成、ヤングボランティア育成事業、新生涯学習推進大綱の作成等々がですね、盛り込まれているわけです。で、右の新市のメリット事業に載せるか、左の事業に載せるかという部分を十分議論をした上で、メリット事業として、右の事業にはそんなことを掲げさせていたいただきました。

ただし、先ほどの私の部会長報告の中でもございましたように、やはり何と言っても、この教育だとか文化とかというのは、いわゆるソフトの醸成じゃないですか。だからハードよりもソフトが大切なんだ。その中で1番に掲げさせていただいているのが生涯学習の推進というようなことで、全体をくくっていこう、学校教育も家庭教育も、我々の地域コミュニティーの子供たちを育成する、例えばお年寄りに対する気の使い方も、すべて生涯学習の中で一貫してやっていこうではないかという大綱を、ネットワークとして結びつけていこうではないかという新しい試みを考えさせていただいたつもりでございます。

ですから、ソフトがまずありきで議論をしたつもりでありますけども、再度その辺の御要望を承って、もっともっとそのソフトといいますか、人が生きやすい、人が本当に生活しやすい教育文化の政策を考えていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

小嶋会長 先ほどちょっと教職員の研修っていうこともね、おっしゃったんですけど、実はこれは静岡市は中核市だもんですから、自前で持たなければいけないということで、今度教職員の研修所を新たに、これ今もう大体決まりまして、つくるところなんですけどね。こういうのは、恐らく今の吉岡さんのあれなら入れといてもよかったものかもしれませんね。

吉岡会員 もちろん、合併しなくてもやっていかなきゃいけないんですけど、私が言いたいのは、合併するとそれが10年かかるのが3年でできたとかっていうふうにしていただきたいなという、そういうことなんです、ええ。

小嶋会長 はい。おっしゃるとおりです。それでは石津委員どうぞ。

石津耕三委員（静岡市議会議員） 今、吉岡委員が言われたことに非常に関連しているか、ほぼ同じような意見なんですけども、今回各部会長からの報告にもありましたように、その中でいわゆる合併メリット事業という形で抽出していると。要するに、合併することによって、こういうものができるんだよっていうふうなことで取り上げられているということは非常に多いっていうか、まあそういう意図も持って、いろんな事業を組み込んでいくんだなと思うんですけども。往々にして、その合併のメリットという面で、シンボリックなものをね、とにかくつくろうというふうな方向に目が向きやすい。というのは、例えば一番はっきりしているのが、やっぱりさっき言ったハード面ですよ。箱物で、合併したから、この地域、あるいはここの部分にこういうものが

できましたよっていうか、一番見やすいし、シンボリックになるもので、どうしてもそっちの方向に行きやすい。

そういった意味で、今吉岡さんが言われたように、地道ではあるけども必要なもの。短時間に、合併してすぐね、短時間にやらなければならないもの、こっちのほうに、要するに重点的に生かせるような、それが合併のメリットとして生かせるような事業に、十分力を入れていただきたいなと思います。例えば、両市の真ん中にね、シンボリックなものを何とかつくってというふうな形になると、どっちにも便利じゃないけども、ほかの地域というか、合併したほかの市から見ればすごいなっていうふうなね、そういうふうなのが見られるような、そういう意味もないものを中心に考えるようなことだけはやめていかなければならない、やめてもらいたいではなくて、やめていかなければならないと思っております。これは意見です。

小嶋会長 はい、栗田委員、どうぞ。

栗田知明委員 ちょっと前段のほうからちょっとお聞きしたいんですけども、将来予測の人口というのが出されているわけですけども、この平成12年、ここの国勢調査によりますと70万6,501名。それが今度は平成17年、予測は71万3,000人、それが平成24年、これは10年計画の最終年度ですが、70万6,000人。こういうような形の人口フレームが出されているわけですけども、これは現実的な問題なんですか。何か根拠あって、こうやって明確に、平成7年から平成12年で相当人口が減になった。それで、あと5年経って平成17年になったら、また同じような格好で増になった。それが今度は24年になったら、7年後はまた減になった。こういう浮き沈みの格好でのこの出し方をしてあるわけなんですけれども、この辺の根拠を明確にしてもらいたいことと、それから平成24年の70万6,000という人口は、これは計算上間違いのない数字であるのかどうかをお聞きしたいと思うんですね。

それから、先ほどちょっと言われましたけれども、中身のほうとして、この新しい新庁舎、中枢機能、管理機能ですか、それを設ける中で、今回議会を中間素案の中では、議会機能を置くことを中間素案としては見送ったということが言われたわけなんですけれども、何か根拠があるんですか。今までのグランドデザイン、最初からは中枢機能の中においては、議会も置くということが明記されていたと私は感じているわけなんですけれども。何で中間素案で、この議会機能を今回盛ることを避けたのかどうか、その根拠を明らかにしてもらいたいと思うんですが。

小嶋会長 それでは、主要指標の見通しの人口のところは、事務局お願いします。

事務局 お答えを申し上げます。6ページの将来人口、世帯などの見通しの表の関係でございますが、今お話しいただきましたとおり、平成12年度の国勢調査では、両市合わせて7千有余の減

を生じておるわけでございますが、今回の中間素案におきます人口推計につきましては、この6ページにございますとおり、注書きの1、まず平成7年の国勢調査の人口をベースにしておること。それから2で、コーホート推計法により推計をしたと書いてありますが、この内容でございます。まず、国勢調査の人口につきましては、平成12年の国勢調査の速報値が現時点でまだ使えないということでございます。それが1点。それからコーホート推計法によります推計を行うために、またこれ必要なデータが現時点で、12年の国勢調査からのものとしては使えない。1つの例としては、男女別の5歳階級別の人口ですとか簡易生命表、さらには合計特殊出生率の将来推計データ、こういうものが現実ございませんので、やむを得ず平成7年の国勢調査をもとにいたしまして、直線的に変化するものと仮定をいたしまして今回は推定をいたしてございます。

なお、2点目の、間違いがないかというお尋ねでございますが、あくまでも推計でございます。以上でございます。

小嶋会長 それと、議会の機能を中間素案に入れなかったというのはどこが答えるんですかね。行財政部会長さん。

村上行財政部会長 先ほど行財政部会の御報告をいたしました。実は6月26日に最後の5回目をいたしました。4回目までで結論が出ませんでした。そこで第5回を急に開かせていただくことになりまして、6月26日にやったわけでございますが、たまたまこのときが清水市議会の開催中ございまして、本来10人の部会委員が集まるべきところ、清水側の委員さんが大分欠席をなさしまして、清水側の委員さんは私も含めて、5人おりますんですが2人しか結局出席しなかったという状態になりました。

で、静岡の委員さんから、やっぱりできるだけ市民に対する経費の節減を図るために、議会機能についてはとりあえずもうちょっと問題を先送りにはどうか。これをやめるということとはできないものかという御意見がございましたので、部会長としましては、本来グランドデザインのとおりすべきだというふうに思いますが、しかしながら委員の皆様の安全な、いわば静岡側の委員さん、清水側の委員さんの定数をある程度満たした形でないと、御意見を決めるということとはできないというふうに部会長として判断いたしましたので、その問題については今後の継続審議とさせていただきます。で、静岡の委員の皆さん、清水の委員の皆さんが御納得をいただいた危機管理センターと中枢機能については中間素案としてまとめる。その議会の問題については最終素案に向けて継続的に部会で検討していくということにさせていただいたわけでありまして、以上です。

栗田知明委員 最初の人口の問題なんですけれども、平成7年のこの推移を見て、その7年を基

本としてなされてきて、平成12年今一番新しい国勢調査の70万6,501名ということの基本としてはできなかった。それは時期的な問題でそうであろうと書いておりますが、私が言ったのは、これはあくまでも平成7年を基本とした推計ですよってということを言われたわけですけども、平成12年が70万6,501名というこの数字が出てきた中で、平成17年がこういう数字は、71万3,000という数字にはならないと私は思うわけなんです。それから平成24年もこの数字が違うんではないかと思っているわけなんです。

なぜ私がこういうことを聞くかといいますと、この中にもちょっと触れられておりますけれども、政令市の問題があるわけなんです。政令市の問題は、正確じゃないんですけども70万以上ということを書かれてる中において、現実はこの数字自身が、その前後の問題が起こったり、70万を下るような問題が起こってきた場合、政令市という問題が想定できた格好の中でのこの合併協議会が検討できるのかな。なぜかといいますと、政令市になることによって飛躍的に発展という言い方をしている主な方もおりますしね。そういう点から見ていきますと、この人口フレームというものは大変重要な問題なんです。だから平成7年をとったということは私はわかりませんが、この推移からいって、平成17年、平成24年、この数字は確かなのかどうか。この点もう一回改めてお聞きしたいと思います。

それから、庁舎の中核機構の中における議会の設置の問題なんですけれども、静岡の議員の人がいて、議会中で清水の人がいなかったという言い方されましたが、当初から経費削減云々という問題なのか。それから、そんなことから静岡の議員の方から、議会機能関係は既存のものでもいいんじゃないのかと。こんなものが出たということは大変私は、遺憾と言っちゃ失礼ですけども、何かおかしく感じるわけなんです。一番最初のグランドデザインについてはこういうのがあった。この節約するものは節約するでどこかを節約してけばいいと感じておりますけれども、当初から言われた、一番これからの中核機能ですね。その問題に対しては、この中間素案に載らないで次のところという、そういう問題ではなくして、僕は中間素案として載っけることが何でできないのか。載っければいいんじゃないのかなということを感じているわけなんです。

村上部会長は苦労してそういう案をつくってくれたということで感じますけれどもね。私も清水の委員としては大変その辺が危惧するわけなんです。だから明確に中間素案として入れていただきたいと感じております。この2点もう一度お願いしたいと思います。

事務局 人口につきまして、再度のお尋ねのお答をいたします。

現時点で事務局といたしましては、平成7年のこの数値をベースに推定をするしかないのかな

というふうに考えておりました、この結果出たこの数字を尊重してまいりたい。

なお、現時点で変わってきてますのは、既に合計特殊出生率が上向きの傾向も出てきておりますし、これからさまざまな要素が加味されてますので、まずは平成12年の国勢調査の結果等も待って、これからまた精査をしてまいりたいと思っておりますが、中間素案の段階では、この時点でこの数値でお認めをいただければというふうに思っております。以上でございます。

村上行財政部会長 御意向はよくわかりましたので、とにかく静岡側の委員さん、清水側の委員さんが公平にやっぱり発言できる立場を確保してから、私は御意見をまとめたいというふうに思っております、部会長専断は避けたいと。あくまで皆さんの御意思を尊重したいというふうに考えておりますので、結果はどう出るかわかりせんけども、その点は御容赦いただきたいと思えます。ただ、できるだけグランドデザインの方角に従って決めるという御意思を尊重していただくという気持ちはございます。以上でございます。

小嶋会長 望月委員どうぞ。

望月厚司委員（清水市議会議員） 清水の望月です。部会長でありますので、他のちょっと部会ではありますけども、都市基盤部会って、前の都のデザイン部会の中でもこの部会の中で議論というのはありましたし、中枢機能は何にするんだっていう議論があったときに、じゃどういように事業を加えるかって、グランドデザインを完成させるときに中枢機能を括弧書きして議会、管理部門、危機管理センターということも括弧書きしてあったわけです。ですからそれを当然静岡の議員さん忘れてるわけではないだろうとは思いますが、そういうことで確認をされてグランドデザインから第2期に入っていった。ましてや、初めの登載事業の金額のときに60億円が出てきたんですよ。登載事業、我々に示された。それを今度は25億円に切ってきたわけなんです。

だけど、そういうことを考えただけでも、いろいろ財政が厳しい折という言い方が話がなされてますけども、60億で初め登載事業出されてきたのを25億に切ってきてるといって、削減してる。それで、なおかつまた今度は議会もどうのこうのっていう議論されてくると、じゃ今までグランドデザインで議論して括弧書きまでしてきたものまでまたなくしてってしまう。あるいは金額的に60億としてまた25億まで削減してきてる。なおかつ、また今になったらもう議会はどうかだ、また先送りで議論しろなんていうこと自体が我々今まで議論した構築が何だったんだろうかということを感じるということが1つあります。ですからやっぱり部会長としての、私も部会長でありますけども、他の部会長さんのことをどうこうっていうの大変失礼な話ですけども、やはりそうしてきた事実ということを大事にしてくらば、中間素案の中で入れるべきというように

思います。

それからもう1つ、人口の問題でありますけども、グランドデザインの基礎調査のとき、あるいはグランドデザインでもそうですけども、71万を設定してきたわけですね。例えば71万を設定してきたというのは、当然そのためには、いわゆる稼働率とか、都市政策の中にどういうものを織り込むかというのを加えた中で71万というものを設定してきた。今回出てきたのはやっぱり70万6,000人。逆に人口が増えるという要素がなかなかない。そうした中で政令都市を目指そうといったときに、じゃそうした中にまちの発展とか何かっていう、人口のそういうものを見ていきますと、その設定の仕方というのがいいだろうかということを感じますし、やはりもっと人口問題はしっかり議論しなきゃいけないというように思ってますし、例えば、これは新しくできましたさいたま市は96万から109万ですかを目標設定値にしていますから、10何万増えるという目標を持って、もちろんこれはもう政令指定都市に2年後にはなるということでもありますけども、やはり都市の勢いとか、そういうことを含めた議論もきっちりして、あるいは政令都市を目指すんだということをしたときに、やっぱりそういうものを含めて、この素案の中にもう少しそういうことを入れ込んでくということも大変大事じゃないかなと思いますけども、我々部会では登載事業を中心に議論をさせていただいて、それを確認した。あるいは県に要請すべきものは県に要請して、少しでもそういうのが登載されるようにということで確認して終わってますので、やっぱり人口問題というのはもっと議論をしたり、目標値を高めながら、都市の発展をどうそこに求められるかということをもっともっと議論すべきだなということを感じております。以上です。

村上行財政部会長 済みません。行財政部会長としてもう1つ、今の御発言にかかわることがありますので御説明をしておきます。

先ほど望月委員が総予算60何億というようなお話がございましたが、私が聞き及ぶ限りでは、それはあくまで清水側が当初希望した金額ということで、これはグランドデザイン上、あるいはそれ以降の今期に至りますまでに正式に検討された数字ではございません。それから、この25億円という数字の中には議会が入っていないというふうな御認識でございますが、この6,000平米という面積には、議会は基本的に入っております。それを前提にこの25億円という数字が出ておりますので、そこはそのように御認識いただきたいというふうに思います。以上でございます。

小嶋会長 鈴木委員どうぞ。

鈴木和彦委員（静岡市議会議員） どうも静岡の意見で中枢機能、議会も何かつぶれたような話が随分ありまして。

私は当初はこの東静岡駅にその中枢機能を持ってくるということについてもいろんな疑義があ

って、いろんな議論がありました。静岡側はどちらかというところ、そういう庁舎だとか余分なものはなるべくかけないで、そして静岡、清水が一緒になったメリットが何かというところに生かしていこうという議論がありました。しかし清水側からどうしてもここへ市役所の位置を持ってこいということだったでしょ。そうでしょう、もっちゃん。(笑声) そうなんです。そのときに静岡もいいでしょうと。それじゃとにかく東静岡を新市の事務所の位置としていいじゃないでしょうか。そのかわり、これからの議論で必要最小限度にしようという議論で落ち着いていると。

それは確かに、グランドデザインの中にはね、議会だとかいろんな載ってますけれども、とにかくそれは皆さんのいろんな希望を載けてあって、これからの議論の中で必要最小限にしようということと終わっておりますのでね。どうしてもあそこに書いてあるから議会棟をあそこへつくんなきゃだめだということでは私はないと思うんです。ですから清水へ来いって言や、私はですよ。ほかの人は知りませんが、清水で議会やるから来いって言や私は行きますので、ぜひ市民の皆さんは無駄をしないでやってほしいというのが今の時世だと思いますよ。だからそういうこともおくみ置きいただいて、最終素案に向かってまたなお議論をしていただければありがたいなと思ってます。以上です。

栗田知明委員 今ちょっと発言を聞かせてもらったわけなんですけど、庁舎の問題で。グランドデザインはいろんな意見があったものをただ取り上げてやったって、それを検討してるんだってということになると、ちょっと腑に落ちないわけですがね。グランドデザインというのは表へ出てくるって。表へ出てくることについては市民がそういうことを承知してるって。その中でこの中枢機能の中においては議会が入ってる。こうやって私ども見識を持っているわけなんです。静岡の議員の皆さんがそんな言い方されちゃうと、大変何だかしらんけん、いろいろなものが変わっちゃうなっていう感じはしますけれども、先ほど望月委員が言われたような格好の中で、できたら中間素案の中において、まあ清水市から言ってきたことだなんて、そんな単純な言い方ではなくして、載っているものであって、部会長のほうから言われたのは、6,000平米の中に議会機能が入ってるんですよって、こう言われたわけなんです。金額もその中で入ってる。それだったら議会機能もそこへ置くって、このぐらいは中間素案へ入れたらどうなんですか。それが私の考え方なんです。

それからもう一つ、先ほど言った人口の問題なんですけれども、中間素案はこのまんまにしてくれっていうことは、それはそれでいいんです。けれどもこの最終素案の中において、私は数字はやっぱり明確にすべきだって。もしその数字を望月委員が言ったような格好で大きな数字にするような格好があるならば、それに伴った形の、じゃ土地政策、そういう問題がもう一つの点と

して出てきて初めて、そしてこの人口増が起こってきたり、根拠がなかったら僕はまずいと思うんですけども、こういう登載事業の中においてそういう根拠が明確になりながら、このためにプラスアルファ分をこうやって見てるんだよってということが説明できるような格好にしてくれたら、人口問題、私は大変助かると感じております。その辺の人口は今後の問題として最終素案に向けてやっていただきたいなと思っております。庁舎の問題、私の意見そういうことですから。

小嶋会長 まあ議長としてひとつ、いろいろ御意見あるのよくわかりますが、中間素案として各部会で上がってきたものをここでまた変えろとか変えないとかという話もちょっとあれで、まあ中間素案は、あくまでも中間の段階ですからね。一応村上市長さんもかなり苦労されて、部会の長としてこうやって素案をまとめられてきましたので、きょうここで一応了解をしていただいて、あと最終素案をつくる段階で、また各部会で再度いろいろ議論をしていただいて、やっていただければというふうに思います。いずれにしても各部会長さんが大変苦労されてここまでつくってこられたということを尊重したいと思いますが、よろしいですか。

もうちょっと。この中間素案のことですか。じゃ一言どうぞ。

栗田知明委員 議長である市長に聞きたいんですけども、都市基盤整備の中においてこういう問題があるんですけども、JR東静岡駅新幹線停車化事業調査研究等。東静岡にてひかり号の全車停車化と、のぞみ号の一部停車化に向けた調査研究等4億4,000万で載ってるんですね。これはこの間私聞いたらちょっとはっきりしなかったわけなんですけれども、これは新幹線駅を現在の駅から東静岡駅へ移すという形の、こういう確認でいいんでしょうか。そして、私はこういう問題でこの市民の皆さんとの合意はある一定されてるのかな。それともこれはただ単純な形の中で、私どもは建設計画をつくるだけです、あとは知りませんよって、そういう問題とはちょっと違うと思いますから、その辺の考え方は、議長は市長という立場ですから、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思うんですね。

小嶋会長 私はこの案をつくってませんので、部会長さんにお聞きしたいと思います。

望月都市基盤部会長 まさに都のデザイン部会から、そして今回の各建設計画にわたりまして、これは一貫してるというように思ってます。移転という停車化。当然そうしたことで我々は登載事業として確認をしておりますので、そのことは間違いありません。

小嶋会長 もういいでしょう。大分時間も過ぎてますので要領よく質問して。

栗田知明委員 私何かこの今言った問題に対して、清水側から出てきた問題だよってということで先般のこの部会の中でちょっと聞かせてもらった中において、清水市の事務局が答えたっていうことで、ちょっとどういうことかなということを感じたわけなんですけれども、私、静岡の委員、

それから静岡の議長である市長ですね。こういう方に、こういうことは具体的にできるんですかって、そのことをお聞きしたいわけなんです。私が参加しないからいいんですよってという問題ではなくしてね。こういう重大な問題に対しては、いいんでしょうかねって。こういうことをお聞きしたいんです。それと……。

小嶋会長 それはここで質問されることじゃないじゃないですか。これは、だってそれぞれ各部会で上がってきた中間素案について意見を言い合ってるわけですから。そうでしょう。だから部会の中での質疑の内容について意見を言うのがこの場ですからね。それはまた違う席でやっていただければと思います。じゃもう、ちょっとこの場での議論の枠を超えてますんで、西ヶ谷さんどうぞ。

西ヶ谷委員 西ヶ谷です。私もこの新幹線駅の問題でね、ちょっと部会での協議の内容をお聞きしたいなというふうに思ってたもんですから。なぜかといいますと、先ほど望月さんから言われておりますように、グランドデザインの段階から非常にこの問題じゃ大きな論議になってるんですよ。それで私も発言させていただいたとき、県の大多和さんのほうから、建設計画の段階ではこの問題は俎上に上がらないというようなことを、たしか私はあのとき議論の中で大多和さんは主張されていた覚えがあるんですけども。だもんですから、これは10年間の建設計画ということになってきますので、当然4億4,000万のこの予算計上してるもんですから、当然その辺がどういう議論がされてきているのかというようなことについて、私はちょっとそこを聞きたいんです。全体会議の中ではそういう意見、確かにありましたので、大多和さんのほうから。

小嶋会長 ですから調査研究等じゃないんですか。

西ヶ谷委員 いや、だから当然予算を計上するわけですから、見通しが無いもので調査研究なんていうのは普通あり得ないですから。その辺の議論の内容だけちょっと。

小嶋会長 はい、じゃこれ最後にします。望月さんもう一回答えてあげてください。

望月都市基盤部会長 これにつきましては、先ほど来言いましたように第1期のグランドデザインから、そして今回の各部会によりまして、都市基盤部会の中でも当然これがずっと初めの議論されてきたものが生きてきて、今回登載事業としてきちっと位置づけをされているということであって、4億4,000万の1つの予算そのものを1つずつ議論したかということになりますと、当然、ある部分では事務方の部分でね、4億4,000万というのがその根拠があって載せていただいたと。それについて議論したかということ、4億4,000万についての議論は意見としては出なかったと。ただ、これが認知されてこういうふうに乗っていて、皆さんが確認をしていただいたということは間違いありません。

小嶋会長 それではもう最後、はいどうぞ。

栗田知明委員 35ページを見てみますと、県に対する問題が出てるんですけども、この新市のシンボルとして、日本平の総合的整備ということで、展望タワー棟、この整備が載ってるんですが、これは県立公園の中ですが、以前今までは県の事業として結構検討されてきたかに聞くわけなんですけれども、今回県事業としての要望もあつたじゃないのかなということを感じておりますが、何でこんな格好で両市の事業になってきたのか。検討の関係どうなってるのかということと合わせまして、その県事業を見てみますと、静清流域下水、巴川総合治水、総合科学技術高校、いろんなものがもう決まり切ったものしか載っかっていないわけなんです。清水港の整備についてもコンテナヤード、それから一部海岸の養浜事業関係載ってるようなんですけれども、そうしますと、ほかの清水港関係の事業なんか一切載ってないわけなんですけれども、これで中間素案をよしとして県との協議に入りますと、県は、両市が合併するに伴った形の中での、そのためのこの事業関係というのは一切載ってないわけなんです。この辺もう少し中間素案として県に対する問題を上げた形の中において、中間素案として県とのこれからの最終的なものはできないんでしょうか。

小嶋会長 後段の今のお話ですけども、先ほど望月部会長さんからの発表にもありましたが、県の事業が少ないんで、協議会としても積極的に県にというお話がありましたんで、これは今選挙中ですから、選挙終わったらまた清水の市長さんと一緒に県によくお願いに行つてこようというふうに、それは思ってますのでそれはするということで。前段の質問は、日本平の総合的整備、これはどこでしたっけ、青島さんか。どうぞ。

青島産業経済部会長 これは話題が出ましたということは、今あそこに各放送局のアンテナが何本か林立してると。あれは前からいろいろお話が出て、統一して1本にしてどうかっていう話があったようなんですけれども、それを新市ができて、合併がうまくできて、そうしたら県事業でやっていただければまことにいいけれども、なかなかそうもいかない場合には、新市がこれは腹を決めてやろうじゃないかというような、委員の中から強い御意見出まして、それは悪いことじゃないということで、政令指定都市になった暁には、そのくらいのことはやる決意を固めようじゃないかということで、これは載ったわけでございます。以上です。

小嶋会長 それでは、この辺で議論を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

じゃ一言どうぞ。

栗田知明委員 青島部会長さん、今まではね、日本平のあの整備関係は、県事業としていろんなことをやってきたわけなんです。県立公園として。そうしまして、今言われたのは政令市にな

ったならば両市で、両市って、合併した後、政令市になったならばやるかということ、まだ政令市の問題があまり見えてないんですね。まだはっきりしてない中において、県が今までお願いしてきたものを今度は両市でやるよっていう格好でやるよりは、もしできましたら県事業としてある一定、先ほど議長、それから副会長、この辺で県のほうと話に行きますよと言われてましたから、その辺含めて、県がやるべき仕事は県にやってもらいながら、政令都市になったらというそういう架空の問題じゃなくして、お願いしたいなと思っております。それだけでいいです。よろしくお願いいいたします。

小嶋会長 はい、わかりました。

それでは、ただいまいろいろ御議論をいただきましたが、新市建設計画中間素案につきまして、新市が行う事業についてはこのような案で御了解いただくことにいたしまして、県事業に関しましては、新市の誕生を県としても応援していただけるような目玉事業をぜひとも登載していただけるよう、今後正式協議までの間に協議会として積極的に、私と清水の市長さんと一緒にお願いしていくことにいたしたいというふうに思います。

それでは、この中間素案をもとに、県との事前協議に入り、県からの意見等を踏まえて調整をし、次回8月29日開催の第23回合併協議会までに最終素案の作成を行っていくこととして、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 ありがとうございます。それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時半ですね。

(休 憩)

法による特例項目について

小嶋会長 次第に基づきまして、法による特例項目とすり合わせ項目の協議を順次行ってまいります。

それでは、まず法による特例項目についてであります。前回の協議では、委員の皆さん方にはまとめていく議論を行っていくための考え方の整理をお願いしてありますが、本日は特に事業所税と地域審議会に関して補足の資料を用意をいたしましたので、その説明を行い、次回はまとめていく方向を見い出していくための議論をお願いしたいと思います。

それでは資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、法によります特例項目の関係での説明を申し上げます。

資料2をごらんをいただきたいというふうに思いますが、お手元の資料の2の6ページを恐縮ですがお開きください。こちらに「事業所税のあらまし」と書いて、これ以降に概略をまとめさせていただきます。

まず6ページでございますが、新市が課税をできる税でございます事業所税でございますが、これは市が通常課税できます税は、普通税と目的税の2つの区分に分けられるわけでございます。普通税につきましては人口の大小にかかわらず、記載の市民税など6種類の税がございます。次の目的税につきましては、これは使途が限定をされている税でございます、記載のとおり、入湯税ですとか事業所税、そして都市計画税、この3つがございます。このうち、人口が30万以上で、政令で定める都市などにつきましては、事業所税を課税をしなければならないものとされております。

なお、この事業所税の使途につきましては、道路等の交通施設整備事業ですとか、公園などの公共空間の整備事業のほか、学校その他教育文化施設の整備事業など、全部で12にもわたります事業に使うよう限定をされております。

この事業所税の構成でございますが、事業所税は使途が限定されている目的税でございます、市域内で事業活動をされる事業所に対して、都市環境の整備を必要とする行政サービス側との受益の関係から御負担をお願いをする、事業収益に関係のない外形標準課税でございます。

したがって、この事業所税の課税対象となるものが2つございます。1つが事業にかかわるものがございます、この内容は、資産割といたしまして、事業所用家屋の床面積が1,000平方メートルを超えるものに対しまして、1平方メートル当たり600円の税額。それから従業者割というものがございまして、従業者の数が100人を超える場合には、この従業者の給与総額の100分の0.25に相当する額を従業者割という形で納めていただくこととなります。このほか、事業所の新增設に係る事業所税ということで、2,000平方メートルを超えます事業所用の家屋の新築または増築につきましては、1平方メートルあたり6,000円の税がかかることになっております。なお、この新・増設にかかります事業所税は、新增築のときだけかかる税でございます。

これらの詳細につきましては6ページ記載の表にまとめてございますので、また御参照をいただければというふうに思います。

続きまして、7ページをお開きを願います。7ページにつきましては、事業所税の課税のイメージ図でございます。これは事業所税はすべての事業所にかかるものではなくて、免税点から非課税、さらに減免ということで、かなり課税対象が限定をされるということを表した図でございます。

まず一番上に清水市内の全事業所が一番上にございます。仮の合併期日であります平成15年4月1日に合併いたしましても、地方税法の規定によりまして、同年の9月30日までは事業所税はかかりません。そして10月1日以降事業所税がかかることになるわけですが、まず免税点というものがございまして、新增築は2,000平方メートル以下、それから資産割のほうは1,000平方メートル以下、従業者割につきましては100人以下は、これはすべて課税がされません。さらに右側に移りまして非課税ということで、こちらは健康保険組合ですとか商工会議所、漁業協同組合、農業協同組合などの施設などで一定のものにつきましては非課税になるというものがございます。

次が、納税義務の免除でございますが、これは従前の事業用家屋にかわるものとして、新增築があった場合に、原則といたしまして1年以内に従前の事業用家屋を取り壊した場合には、一定の部分について新增設に係る事業所税というものを免除をするものでございます。

次が課税標準の特例でございますが、これは大変広い面積を必要といたします業種などで、税負担が著しく過重となるものですとか、防災施設などで一定のものに対しては、施設の性格から負担の軽減を図るために、課税標準の特例措置が講じられております。例えば、港湾法に規定をいたします荷捌き施設などの上屋や倉庫などの保管施設、あるいは倉庫業法に規定をいたしますいわゆる貸し倉庫につきましては、事業に係る事業所税及び新增設に係る事業所税とも4分の3の税額が軽減をされる、ということになっております。

次は減免でございますが、これは天災その他特別の事情がある場合におきまして減免をすることが条例で定められております。

以上のように、免税点、非課税納税義務の免除、課税標準の特例、そして減免というスクリーンを通して課税ということになるわけでございます。最終的にこの7ページのイメージ図の右下の網かけの部分が課税対象となるわけございまして、参考に記載をいたしてございますが、静岡市で課税をしております事業所は、12年度現在で、1万5,481事業所のうち、対象となりますのは870事業所でございます。率でいいますと5.62%となっております。清水市においては、試算では静岡よりも若干多く、9%程度ではないかとの推測をいたしてございます。以上が課税に至るイメージでございます。

なお、今お話ししました免税点以下詳細の説明につきましては、次のページから10ページにわたって詳しく記載をしておりますので、また照らし合わせてお読みをいただければというふうに思います。

それでは、最後の11ページをお開きを願います。11ページは新增設に係ります事業所税の特例につきまして2つほど例を挙げて御説明をさせていただきます。ここでは事業所にとって最も負

担が大きいとされております新・増設に係る事業所税につきまして、建て替え等の負担を軽減をするために、特別の控除が設けられておりますので、2つの例を御紹介をさせていただきます。

まず上の箱でございますが、例の1でございますが、課税標準の特例ということでございまして、昭和61年に新築をした事業所用家屋Aを平成13年12月1日に取り壊しをいたしまして、ここがポイントですが、2年以内である平成15年10月1日に事業所用家屋Bを新築をした場合は、新たに新築をした家屋の延べ床面積から、取り壊しをいたしました家屋の延べ床面積を差し引いた結果、新築家屋の延べ床面積が取り壊し家屋の延べ床面積を超えていなければ税額はゼロとなるということでございます。

次に例の2でございますが、こちらは納税義務の免除ということでございまして、平成20年4月1日に事業所用家屋Dを新築をいたしました。平成21年3月1日、1年以内でございますが、従前あった事業用家屋Cを取り壊した場合でございます。この場合は新築後、1年以内の取り壊しということで、この場合も新築家屋の延べ床面積から取り壊した場合の家屋の延べ床面積を差し引いた結果、新築家屋の延べ床面積が取り壊し家屋の延べ床面積を超えていなければ税額はゼロということになります。

これらにつきましては、個々のケースによりまして取り扱いも異なる場合がございますので、実際の運用に当たっては注意が必要でございますが、いずれの場合にいたしましても、新築をした家屋の床面積から従前の家屋の床面積を原則控除いたしまして、残りの床面積に対して課税をするということになりますので、負担は軽減をされることになっております。以上が事業所税のあらましでございます。

引き続きまして、次のページをお開きをいただきたいというふうに思いますが、12ページでございます。こちらは地域審議会のあらましということで、現時点で参考図書から抜粋をした資料でございます。

まず1の、地域審議会という制度の創設の趣旨でございますが、この地域審議会は、合併によりまして行政区域が非常に拡大をされます。その結果、合併した区域において住民と行政との距離が大変大きくなってしまふような場合、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念がございまして、このことが合併推進の障害となってることに対応をいたしまして、その地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法といたしまして、平成11年度の合併特例法の改正によりまして設けられた制度でございます。このように、地域審議会はそれぞれの地域の実情に応じて判断をされるべきものでございまして、また行政区域の拡大が合併の障害となっているかどうかにより判断をされるべきでございまして、すべての合併市町村に置かなければなら

ないものではございません。

次に、地域審議会の性格でございますが、地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項により市長の附属機関でございます。この附属機関といいますのは、地方公共団体が条例や法律の定めるところに従って、各執行機関に附属機関として置く審査会ですとか審議会、あるいは調査会、またそのほか調停とか審査とか諮問などいろんな仕事をするための機関でございます。地域審議会もこの附属機関の1つでございます。

3の、この地域審議会の任務の内容でございますが、地域の実情に応じて判断されるべきものでありますが、一般論といたしましては、附属機関ということから2つのことが想定をされます。1つは新市の長の諮問に応じて意見を述べること。この場合の例ですが、建設計画の執行状況ですとか、予算編成の際の事業等に関します要望、また各種計画等の策定への参加、こういうものがございます。もう1つが、必要に応じて新市の長に意見を述べることでございます。こちらは、例えば随時に建設計画の執行状況についての御意見ですとか、公共施設の設置ですとか管理運営についての御意見をいただくことができます。

次に、設置のパターンでございますが、仮に設置をする場合は、記載のように3つのパターンで置くことができます。これ以外に両市を合わせて、例えば1つの地域審議会を置くことですか、1つの市の区域を分割をして複数の区域を設けまして、そこに地域審議会を置くことはできないことになっております。また設置をいたしました場合の審議会の期間でございますが、地域審議会は合併直後という特別な状態において設けられます。したがって、この期間を合併後に安易に変更することや、それから一般的にはそういうことは適当でないということにされております。ただ、著しい長期間が設定されることも問題を生じやすく、建設計画の期間、これらを考慮することが適当というふうに言われております。

以上が、下段に記載をいたしております図書から抽出をいたしました地域審議会の主要なポイントでございます。なお、現時点ではまだ全国の中で地域審議会は設立した例はございませんので、あわせて報告をさせていただきます。

地域審議会につきましては以上でございます。以上、2つの御報告を申し上げます。

すり合わせ項目について

小嶋会長　ということで、事業所税と地域審議会に関しましては補足の資料を提出をさせていただきまして、説明をさせていただきましたが、次回以降まとめていく方向を見出していくための議論をぜひともお願いしたいと思いますので、きょうは説明だけということさせていただきたいというふうに思います。

それでは、すり合わせ項目について御協議をお願いしたいと思います。前は特別職の職員の身分、一部事務組合等の取り扱い、町・字名の取り扱い、慣行の取り扱いについてすり合わせの方針を決定してまいりました。本日は、前回継続協議といたしました公共的団体の取り扱いを含めて、条例・規則の取り扱い、組織及び機構、使用料、手数料等の取り扱い、補助金、交付金等の取り扱いの5項目の協議をお願いをいたしたいと思います。事務局から一括して資料の説明を行います。

事務局 それでは資料3につきまして御説明をさせていただきます。資料3はすり合わせ項目でございますが、まず1ページをお開きを願います。

1ページは第2期協議項目の協議状況についてでございますが、合併協議会で決めました31の協議項目の現在までの協議状況ということにつきまして整理をいたしました。両市市議会の改選等の関係で、新たに委員に加わっていただいた方もいらっしゃいますし、継続協議となっている項目等もございますので、進捗状況を委員の皆さん方に御確認をいただくという趣旨で、この協議状況を整理をいたしております。今後も会議の都度、このような形で資料を御用意させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日御協議をいただきますすり合わせ項目につきまして一括して御説明を申し上げます。資料の4ページをお開きを願います。

本日すり合わせの協議をお願いするのは全部で5項目でございます。一番最初に、前回からの継続になっております公共的団体の取り扱いについてでございます。

前回の協議で、各団体の自主性や主体性を無視してまで、無理やり統合させるようなことは誤解を与えるのではないかという御趣旨の御指摘をいただきまして、検討の結果、記載のとおり、「新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする」という方針に修正をさせていただいております。

次に5ページをお願いいたします。5ページは条例・規則の取り扱いでございます。両市の合併の方式は対等合併ということでございますので、合併の際は両市の条例・規則は合併時にすべて失効することとなりますので、新市においては必要な条例・規則は新たに整備をする必要がございます。そこですり合わせ方針といたしましては、「各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市の事務事業が円滑に執行できるよう新設整備するものとする」ということでいかがかということで提案をさせていただきます。なお、説明及び参考欄につきましては、御参考までに御参照いただければというふうに思います。

続きまして6ページをお開きを願います。6ページは組織及び機構でございます。新市の組織

・機構の基本原則につきましては、中枢本部と2つの総合支所を骨格として整備をすることといたします。その際、簡素で効率的、市民が利用しやすくわかりやすい、さらに新市建設や新たな行政課題に的確に対応できると、このような3つの方針のもとに整備をしていくこととしたらどうかということで提案をさせていただきます。

続きまして7ページでございますが、こちらは使用料、手数料等の取り扱いについてでございます。原則として現行のとおりとし、同一または類似の使用料や手数料等につきましては、新市における適正な額を決定をします。このようなすり合わせ方針といたしまして、各部局に具体的なすり合わせを行わせてはどうかということで提案をさせていただきます。なお、上下水道使用料ですとか保育料等につきましては、今後協議を予定しております当該すり合わせ項目の協議の際に別途協議をすることとなります。

続きまして8ページをお開き願います。最後の項目でございますが、補助金、交付金等の取り扱いについてでございます。補助金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来の経緯、実績等に配慮し調整することとし、両市で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で検討するものとし、また両市それぞれの独自の補助金等については従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整をするとのすり合わせ方針としてはいかがかということで提案をさせていただきます。

以上、5つのすり合わせ項目でございます。よろしくお申し上げます。

小嶋会長 それでは順番に行きたいと思えます。まず最初の、前回からの継続協議といたしておりました公共的団体の取り扱いにつきまして、そのすり合わせ方針案でございますが、ただいま「新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする」という方針案につきまして御意見等ございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 はい、大方の賛同をいただきましたので、それではこういう方針で臨みたいと思えます。

それでは次に条例・規則の取り扱いについてであります。これは先ほど説明がございましたが、「各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市の事務事業が円滑に執行できるよう新設整備するものとする」という方針案で行きたいと思えますが、御意見等ございますか。

御意見等もないようでありますので、それではこの方針案で臨みたいと思えます。

次に組織及び機構についてであります。新市の組織・機構は中枢本部及び2つの総合支所

を骨格とし、以下の事項を基本に、整備するものとする」と。1つが、簡素で効率的な組織・機構。2が、市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構。3が、新市建設や新たな行政課題に的確に対応できる組織・機構ということでございますが、この案について御意見等ございますか。

よろしいですか。それでは御意見等もないようでありますので、この方針案で臨ませていただきます。

次に使用料、手数料等の取り扱いであります、「使用料、手数料等は原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料や手数料等は、新市における適正な額を決定するものとする」ということ案でございますが、これについて御意見ございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 御意見等もないようでありますので、この案で臨みたいと思います。

次に補助金、交付金等の取り扱いについてであります、「補助金等についてはその事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来の経緯、実績等に配慮をし、次の区分に応じて、調整するものとする」と。1として、両市で同一あるいは同市の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討するものとする。2として、両市それぞれの独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整をするものとするということでございますが、御意見等ございますか。

栗田知明委員 これは各団体関係は合併、即その団体関係が合併とは違うわけですから、それはこの意味合いからいくと、その2つある場合は2つに対しては、ある間については基本的に出してく。こういう読み方でいいんですか。

小嶋会長 もう一回言ってください。

栗田知明委員 両市の団体がさ、静岡、清水ってあるわけですね。それが両市の合併に伴ってその団体も合併した場合については支障ないわけですけども、合併しないで2つは存続するような格好、いろいろなものを聞いてみると、市の合併とは団体の合併は違うよってというのは結構あるわけですから、2つある場合については2つに基本的にはある間は補助金を出してくと、こういう格好の見方でいいですか。

小嶋会長 そうですね。そういうことだと思います。ですから従来の位置づけを尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整するということでしょう。最初はそういうことですね。これはすぐには統一できないだろうということでしょう。これもよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 ではこういう方針案でいきたいというふうに思います。

それではその他でありますけど、事務局から何かありましたら連絡をお願いします。

その他

事務局 それでは事務局のほうから御報告をさせていただきます。

まず最初に新市の名称公募関係につきまして2点御報告を申し上げます。

まず新市の名称選考委員会でございますが、6月14日に第1回会議を開催をいたしまして、委員長に市川源一委員が選出をされております。今後、7月の9日、19日、8月の9日と3回の会議を開催をいたしまして、候補名称の絞り込みに当たっての考え方について、この3回の名称選考委員会で協議をしていただく予定でございます。

次に、6月15日から30日までの名称公募の応募件数でございます。6月15日からもう開始をされておまして、6月30日までの間の応募件数でございますが、この総数につきましては全部で8,417件、静岡・清水合わせまして8,417件の応募がございます。内訳でございますが、はがきによるものが5,099件、ファックスによるものが768件、インターネットによるものが2,550件。改めて言いますが、はがきによるものが5,099件、ファックスによるものが768件、インターネットによるものが2,550件、合わせまして総数8,417件でございます。はがきが大変多くて、全体の60%を占めております。

次に、お手元に本日お配りをしてございます資料の中に、静岡市・清水市政令指定都市市民会議という資料がございますが、以前にも委員さんからお話ございまして、政令指定都市市民会議の動きについて随時報告をしてほしいということがございました。で、きょう現在での資料ということでお手元に差し上げてございます。1枚目につきましては設立の経緯ということでございます。第16回合併協議会におきまして別組織で推進をしてほしいということで、これが契機となりまして、平成13年4月3日に第1回の市民会議がグランシップで開催をされたところでございます。会員につきましてはそこに記載の会員の皆さん方でございます。なお、この要望活動の状況でございますが、本年4月17日には総務省及び地方分権推進委員会の事務局に、会長、副会長並びに関係者の皆さんが陳情に行ってくださいしております。

それから資料の3ページでございますが、この市民会議の平成13年度の事業計画が記載をされております。1つ目の講演会の開催につきましては既に終わっておりますが、今後、政令指定都市推進に向けまして、標語を入れたステッカーを作成をいたしまして、皆さん方にお配りをし、これを貼って啓蒙に努めてまいりたい。それから各種団体への参加要請活動、これにつきましても重点的にやってまいりたいというふうに考えております。さらに広報活動、その他関係機関等

への要望活動、このような活動を市民会議のほうで今、事業計画として予定をいたしております。今後またいろんな事業の動きございましたら、合併協の折に御報告をさせていただきます。

以上が政令指定都市市民会議の現在までの動きでございます。

それでは最後に、今後の日程でございますが、本日の新市建設計画中間素案をもとにいたしまして、今後、県との事前協議を行ってまいります。この事前協議によりまして、県から寄せられた意見等を踏まえまして、8月上旬に各部会の協議をまたお願いをしたいというように思っております。またスケジュール等につきまして調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。予定としては8月上旬を予定をいたしております。

次に、次回の合併協議会でございますが、8月29日、水曜日でございます。午後1時30分から清水市のマリバール清水で開催をいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

小嶋会長 ただいまの事務局からのお知らせに関しまして、御質問等ございましたら御発言お願いいたします。

西ヶ谷委員 清水の西ヶ谷です。

政令市問題で先ほど事務局長から報告がありましたように、4月の17日に総務省及び地方分権推進委員会事務局ですかへ要望されたというようなお話であります。改めてどういう点を要望されたのかということと含めまして、私たちも非常に緩和問題については関心があるわけですが、私たちの調査されて、調査している範囲からいくと、全くその動きがないというようなこともあるもんですから、どういう反応といいますか、どういうものが返ってきてるのかということがあれば、お話をしたいと思います。

事務局 お答えいたします。4月17日、総務省のほうに要望活動を行ったわけでございます。この際、総務省のほうの対応をしていただきました方は芳山行政局長様を初め関係の課長さんの皆さん方でございます。要望内容につきましては、政令指定都市指定に向けての推進について御協力をいただきたい。特に人口要件緩和について御支援をお願いをしたいという向きの要望でございます。

で、この際の総務省での対応の内容でございますが、概略申し上げますと、要望の趣旨につきまして了解をしているというお話ございましたし、石川知事からもお話を聞いているということをお話をいただきました。また総務省としても、片山大臣からの指示もあり、真剣に検討をしているというお答えをいただいております。で、政府も一丸となって合併を支援する体制を整備をしておるということの中で、まあしっかり推進をしてほしいという激励をいただいたところで

ございます。以上でございます。

小嶋会長 よろしいですか。

以上でございますが、ほかに何かございますか。

それでは以上をもちまして第22回合併協議会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。